

【職務上請求】

令和4年1月11日より、戸籍の附票の写しの交付審査における取扱いが変わります。

今般、住民基本台帳法(以下「住基法」といいます。)が改正され、令和4年1月11日より施行されることに伴い、戸籍の附票の写しに記載する事項が変更されます。

つきましては、施行日以降に、職務上請求書を用いた戸籍の附票の写しの交付請求をいただいた場合、以下の点をふまえた交付審査を行いますので、お知らせします。

【必ず記載される事項】

- ① 氏名(フルネーム)
- ② 住所
- ③ 住所を定めた年月日
- ④ 生年月日
- ⑤ 性別

※住基法第17条改正により、④及び⑤が追加されます。

【原則記載されない事項】

- ⑥ 戸籍の表示(本籍地及び筆頭者)
- ⑦ 在外選挙人登録情報

上記⑥・⑦については、住基法第20条第3項及び第4項が改正されたことに伴い、戸籍の附票の写しに原則記載しないこととされました。ただし、同時に改正される住基法第20条第5項により読み替えて準用する住基法第12条の3第7項から第9項に基づき、戸籍の附票の写しの利用目的を達成するために、⑥・⑦についての記載が必要であることを請求者が申し出た上で、市町村長が相当と認めるときは、戸籍の附票の写しに⑥・⑦を記載することができるとなっております。

したがって、施行日以降においては、⑥・⑦が記載された戸籍の附票の写しの交付請求を行う場合、利用目的のみならず、⑥・⑦の記載が必要である旨をご記入いただき、その内容に基づいて交付審査を行うこととなります。その上で、交付請求を受けた市町村長においては、利用目的を達成するために⑥・⑦が真に必要なか等、厳格に交付審査をすることとなっております。そのため、⑥・⑦を必要とする理由をお尋ねすることや、場合によっては⑥・⑦の記載をお断りする場合がございますので、ご了承ください。⑥・⑦記載の必要性の有無が不明確の場合、それらの記載を省略した戸籍の附票の写しを交付する可能性があります(裏面にイメージ図掲載)。

また、請求者の方が所属する会(日本弁護士連合会等)が発行する職務上請求書の様式が変更されていない場合、上記の申出については、別紙等をご用意のうえ、ご記入ください(裏面に参考書式がございます)。

なお、交付を希望される戸籍の附票の写しについて、「戸籍の表示」をお示しいただく取扱いは、従前どおり変更ございませんので、交付請求書に正確な本籍地・筆頭者氏名をご記入ください。

※重要なお知らせであるため、こちらの書面については、当区より発送する戸籍謄本や戸籍の附票の写し等に同封しております。ただし、上記の取扱いは、職務上請求による場合のものであり、委任状を用いた一般請求等については取扱いが異なります。すでにお送りしている場合、重ねてのご案内になりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

戸籍の附票の写しのイメージ図

現行

(1の1)		全部証明
平成22年1月1日 編製		
【本籍】東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番		
【氏名】甲野 太郎		
【名】太郎		
【住所】アメリカ合衆国 【法定日】平成20年1月31日 【在外選挙人登録番号】東京都新宿区 平成20年9月3日登録	平成20年9月1日 発券	平成20年9月3日 発券
【名】花子		
【住所】東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 【法定日】平成22年1月1日	平成22年2月1日 発券	
長子次子		

発行番号 21-00060
この写しは、戸籍
令和3年 12月2日

【④を省略した戸籍の附票の写しの見本】

改正後

(1の1)		全部証明
平成22年1月1日 編製		
【氏名】甲野 太郎		
【生年月日】昭和35年1月1日、【性別】男		
【住所】アメリカ合衆国 【法定日】平成20年1月31日		
【氏名】甲野 花子		
【生年月日】		
【在外選挙人登録情報】		
長子次子		

発行番号 21-0006
この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。
令和4年 1月11日 新宿区長 吉住 健一

なお、戸籍の附票制度を所管する総務省から現時点で具体的な審査基準等が示されておらず、当区に詳細をお尋ねいただいたとしても、必ずしも回答できるとは限らない旨、ご了承ください。

参考書式

- ① 交付請求書に記載した、戸籍の附票の写しの利用目的を達成するにあたり、………の理由により、「戸籍の表示」が必要である。
- ② 交付請求書に記載した、戸籍の附票の写しの利用目的を達成するにあたり、………の理由により、「在外選挙人登録情報」が必要である。

新宿区地域振興部戸籍住民課戸籍係
03-5273-3509(直通)